

京都市上下水道局告示第21号

下水道法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始することを告示します。

関係図書は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成25年6月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 下水を排除すべき区域及び下水を処理すべき区域

京都市左京区大原勝林院町，同区静市静原町，同区鞍馬本町の各一部

京都市右京区梅ヶ畑御経坂町，同区梅ヶ畑中嶋町，同区西ノ畑町，同区殿畑町，同区槇尾町，同区高雄町の各一部

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

平成25年6月20日

3 排水施設の位置

京都市左京区大原勝林院町，同区静市静原町，同区鞍馬本町の各一部

京都市右京区梅ヶ畑御経坂町，同区梅ヶ畑中嶋町，同区西ノ畑町，同区殿畑町，同区槇尾町，同区高雄町の各一部

4 排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地

鳥羽水環境保全センター

(上下水道局下水道部管理課)